

山梨県小瀬スポーツ公園武道館トレーニング室
管理運営業務委託に係る公募型プロポーザル（書類選考）募集要項

1 実施の目的（内容）

公益財団法人山梨県スポーツ協会（以下、本協会という）が令和5年4月から指定管理者となった山梨県小瀬スポーツ公園の指定管理業務において、令和6年度から令和8年度の武道館トレーニング室（以下、本施設という）の管理運営業務を行う業者を募集します。

本施設は山梨県におけるスポーツの中核的施設である小瀬スポーツ公園において、県民の健康・体力づくりの場として広く利用いただいている施設です。本協会はこれまで長年に渡り本施設の管理運営を担っていたところではありますが、民間企業の新たなノウハウを融合させ更なる県民サービスの向上に取り組んでいくことといたしました。

2 業務概要等

（1）委託業務名称

山梨県小瀬スポーツ公園武道館トレーニング室管理運営業務

（2）業務内容

別添「小瀬スポーツ公園武道館トレーニング室管理運営業務仕様書」（以下「仕様書」という。）による。（採用された企画提案に基づき、業務内容は適宜調整する。）

（3）委託料上限額

金120,405,453円（消費税及び地方消費税を含まない。）

（4）契約期間

契約を締結した日から令和9年3月31日まで

3 企画提案に係る日程

（1）企画提案募集開始： 令和6年1月22日（月）

（2）質問受付期限： 令和6年1月29日（月）

（3）質問回答： 令和6年1月31日（水）

（4）企画書の提出期限： 令和6年2月5日（月）

4 企画提案への参加資格

（1）本施設は本県の中核的な施設であるので同等施設の指定管理業務実績がある者であること。

（2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（3）本業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められる者でないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てが成されている者（更正手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

5 企画提案に係る事務局

〒400-0836 山梨県甲府市小瀬町 840

公益財団法人山梨県スポーツ協会 管理課 武道館

電話 055-243-3115

電子メール s-hihara@sports.pref.yamanashi.jp

6 企画提案に係る質問について

- (1) 受付期限 令和6年1月29日（月）午後5時（必着）
- (2) 提出先 事務局
- (3) 提出方法 電子メールとする。
メール送信後に事務局にメールの受信確認を行うこと。
- (4) 提出書類 質問書（様式1）
- (5) 質問に対する回答は、令和6年1月31日（水）に山梨県スポーツ協会ホームページ（<https://www.sports.pref.yamanashi.jp/taikyo/>）に掲載する。

7 企画書の提出について

- (1) 提出期限 令和6年2月5日（月）午後5時（必着）
- (2) 提出先 事務局
- (3) 提出方法 持参又は郵送とする。
- (4) 提出書類 企画提案書 ※「(別添) 企画提案書」により作成すること。
- (5) 提案数 1者1案とする。
- (6) 提出部数 8部（A4判） 正本1部、副本7部
※パンフレット等の添付書類がある場合は、別綴りとする。
- (7) その他 郵送により企画書を受け付けた場合には、事務局から電話での確認の連絡を行うので、郵送後3営業日以内に連絡がない場合には事務局に問い合わせること。
- (8) 提出期限後における企画書の再提出、差し替えは一切認めない。

8 審査方法・基準

審査にあたってはプレゼンテーションを行わず、提出された企画提案書の内容におい

て審査する。

(1) 審査方法・基準

- ①審査は、本協会職員から構成される企画提案審査委員会が行う。
- ②企画提案の評価項目と各項目に対する評点は、別紙採点表のとおりとし、評価の得点が最も高い者を契約締結候補者として選定する。
- ③得点が同一の場合は、審査項目「費用対効果」の得点が最も高い提案者を選定する。
- ④総得点が1位であっても、仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は契約締結候補者に選定しないことがある。

9 審査結果の通知

- (1) 審査結果については、選定・不選定にかかわらず書面により2月中旬頃に通知する。
- (2) 企画提案の効力

次のいずれかに該当するときは、その者の企画提案は無効とする。

- ①企画提案に参加する資格のない者が提案したとき
- ②所定の日時及び場所に企画書を提出しないとき
- ③同一人が二件以上の企画提案をしたとき
- ④企画提案に関してその他不正の行為があったとき
- ⑤見積書の金額が不明な企画提案をしたとき
- ⑥その他、指示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき

10 契約の締結等

- (1) 8により選定された提案者は契約締結候補者として、委託業務に関して必要な協議を行う（企画提案書の内容は、協議の上、変更する場合もある。）ものとする。
- (2) 契約締結候補者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者を契約締結候補者として前項に準じて必要な協議を行う。
- (3) 契約については、予算の範囲内で随意契約を行うものとする。

11 その他

- (1) 提出された企画書は返却しない。なお、提出された書類について、本企画提案以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (2) 企画提案に要する一切の経費は、提案者負担とする。
- (3) 著作権法等の法令を遵守することとし、企画書の記載が、法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。